

1. 議事日程（第16日目）

日程第 1 一般質問

1. 桑原 千知君
 - (1) 災害発生時及び復旧後の生活再建に関する市の対応について
 - (2) 看護学生に対する経済的負担等の軽減策について
2. 田中 万里君
 - (1) 上天草市奨学金貸与制度及び奨学金返還助成金制度について
 - (2) 10年後の上天草市について（上天草市の未来像）
3. 新宅 靖司君
 - (1) 豪雨災害とハザードマップについて
4. 何川 雅彦君
 - (1) 新しい上天草市の行政サービスのあり方について
 - (2) ウィズコロナを念頭においた市主催行事の実施について
5. 田中 辰夫君
 - (1) 災害対策と避難所運営について
 - (2) 松島総合運動公園の子供広場について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀江 隆臣 副 市 長 村田 一安

教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	井手口隆光
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	教 育 部 長	山下 正
上天草総合病院事務部長	森 千壽	水 道 局 長	山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹		

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

ここで、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

去る9月2日から7日にかけて発生をいたしました台風9号及び台風10号の被害状況について御報告をいたします。

台風9号については、維和蔵々地区の一部が停電をいたしました。翌日には復旧をしたところ。物的被害としては、湯島において、市道湯島西線が約60メートルにわたり決壊するなどの被害がっております。台風10号については、9月4日に災害対策本部を設置し、各対策部において、最大限の警戒を持って台風の対応に当たったところでございます。

被害については、停電が、大矢野地区においては、湯島全域と中地区の一部、松島町においては、合津地区の一部、市内全域で約520戸の停電がございましたが、翌日には復旧しております。

人的被害としては、避難所内で70歳代の女性が転倒されまして、打撲1件の報告がっております。

物的被害としては、小島公園キャンプ場護岸の一部破損、あるいは、永目港区棧橋のコンクリート附帯損傷、湯島小中学校の雨漏りなど、25件の報告を受けております。

また、避難所については、市が開設する避難所6カ所及びペット同伴避難所1カ所を開設をいたしました。避難所での三密を避けるために、自主防災組織により自主避難所を16カ所を開設運営をいただきました。ピーク時には市内全域で1,251人の方々が各避難所に避難をされました。

今後も、予測不能な災害から市民の安心安全を守るため、危機管理体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。なお、早急に改修等をしたいものについては、予算措置が

必要でございますので、本定例会の最終日に追加議案として御提案をしたいというふうに考えております。そのときは、また御審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（園田 一博君） 日程第1、一般質問。

通告がっておりますので、順次、発言を許します。

14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 改めまして、おはようございます。14番、会派暁。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

冒頭、市長が今回の9号、10号に対しての報告のとおりでございますけど、本当に大きな災害がなくて、心配されたことと思います。今言われるように、災害箇所あたりを早急に取りかかっていたくように、執行部の方も大変だと思いますけど、一日も早く現状復旧をお願いしたいと思います。

私は、今回、2点ほど質問しておりますので、順番に沿って質問いたしたいと思っております。答えは簡潔に短くで結構でございますので、議員が早く終われ、早く終われと言うもんだから、私が言うべきことはちゃんとやらしてもらいますので、あとは、答弁としてですね、その辺を考えていただければと思っております。

はじめに、7月4日に、熊本県南部地域を中心とした豪雨災害により、多くの尊い命が失われました。犠牲になられた方に謹んで哀悼の意を捧げるとともに、被災された皆様並びに御家族、関係者の皆様方に対し、心からお見舞い申し上げます。また、被災地の1日も早い復興を心からお祈りをいたします。

さて、今回の豪雨災害は、私たちに改めて防災行政のあり方を考えさせる出来事となりました。平時の備え、災害発生時の決断力や対応、復旧段階における被災者支援、また、生活再建など、行政の判断により住民の命は大きく左右されます。氾濫した球磨川は、山形県の最上川、長野県から静岡県へ流れる富士川ともに、日本3大急流の一つに数えられますが、同じ7月28日、最上川の大雨による反乱、最上川も大雨により氾濫しました。山形県の発表では、約700戸の住宅が浸水したにも関わらず、死者、行方不明者は出ておりません。日常から、全国で相次ぐ豪雨災害を教訓として捉え、行政と住民が一体となり、迅速な避難行動に繋がった結果であると報じられておりました。特に、流域の大石田町は危険水域に達する前に避難勧告を出し、防災マニュアルには書いてありませんでしたが、住民に危険を伝えたいとの思いから、火災警報のサイレンを鳴らしました。普段と違う様子に住民も危険を感じ、避難を急いだとのことでございました。これは、危険を感じた総務課長が町長に進言し、町長は幹部職員へ指示し、町として早期に決断、行動したことが多くの命を救う結果となったとのことです。

私は、6月の一般質問で、組織のあり方について質問、提言をさせていただきましたが、大石田町の事例は、情報の収集から決断、行動、執行部内の連携まで、まさにお手本となる行政対応であったとっております。少しばかり前置きが長くなりましたが、1点目の災害発生時及び復旧の生活再建に関する市の対応についてということで質問させていただきます。

近年、大雨の発生や台風の到来に伴い、市役所から避難勧告及び避難指示は頻繁に発令されています。内閣府が示している避難勧告等に関するガイドラインにおいても、関係機関から情報や自ら収集した情報等によりの確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに住民に伝えなければならないと示しておりますが、改めて避難勧告及び避難指示が発令される基準についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

避難勧告等の発令する場合の基準についてお答えいたします。大雨及び台風の場合は、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び氾濫危険情報を避難勧告及び避難指示の判断基準としております。また、地震については、震度5強の地震が発生し、津波警報の発表を避難指示の判断基準としております。ただし、震度5弱の地震であっても、通信が途絶えるなど地震に関する情報収集が困難な状況が発生した場合は、避難指示を発令する場合もございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 常にですね、今、部長が言われたその対応については、マニュアルに沿ってされると思いますので、最初に申し上げましたように、その辺の連携をとっていただくように、日頃から確認を常にしていなければいけないと思いますので、その辺はどうぞ指示あたりは早急にできるように、日頃から対応をとるようお願いしたいと思います。

次に、避難所の開設にあたり、新型コロナウイルス感染症への対応は避けて通ることはできない課題であります。先ほど申しました9号、10号か、それに対してのやっぱし今の現状が、即手本になるような状況で、問題点等あたりの執行部も把握されている部分があると思いますので、それは、市に見合った形の避難所でございますので、当然、形は形として、それに合った中での対応することを改めて感じた部分があったのではないかと、私なりに思っております。

私は、今回の災害の部分は、7月の災害の件を話をして、いろいろ話すわけでございますけど、7月の県南豪雨でも、家屋に被害を受けた住民が公共施設等の避難所に身を寄せましたが、各避難所においては、避難者の体調管理やマスクの着用、手指の消毒、間隔の確保など、コロナ対策が細かく行われていました。本市においても、避難所運営に関するマニュアルは整備されていると存じますが、新型コロナウイルス感染防止への対応についてはどうなっているか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくお願ひいたします。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中、災害発生に備えた避難所では三密になりやすく、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなることから、感染症防止対策に万全を期すことが重要と考えております。

本市では避難所での感染防止対策を図るとともに、避難者及び避難所運営に従事する職員等の安全を守るため、今年5月に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成しました。現在、本マニュアルに基づいた避難所運営を行っているところでございます。

マニュアルでは、これまで各町1カ所程度を避難所の開設としていたところでもありますけれども、感染症などによる体調不良者が発生した場合などを想定した感染防止策として、一般避難者用と別に、体調不良者用の避難所を設けまして、各町二カ所以上開設することとしております。

また、発熱などの症状がある人や、感染症の疑いがある人については、感染防止の観点から、避難所以外の親戚や知人宅へ避難されることの検討をお願いしております。

そのほか、マニュアルにつきましては、避難所受け付け時の体調の聞き取りや、検温の実施、手洗いうがいの推進、1時間に1回程度の換気の実施、避難者1人当たりの十分なスペースの確保、手指消毒機の設置、マスクの着用などの感染防止対策についても示してございます。

今後は、台風の接近に伴い、避難所を開設する機会が多くなることも予想されますので、これらの対応策をしっかりと行った上で感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 先ほど総務部長に言ったとおりですね。所管の坂田部長が今言われたその部分を徹底していただいて、十分に理解を得られるような形で、そのときに本当に言われたような行動ができるものかということは、繰り返しですけど、これだけはやっぱ繰り返して繰り返して言ったりしたりせん事にはですね、災害を受けたときに、やっぱり誰でも冷静にはなりきらない部分がありますので、普段から、ぜひとも、今言われたようなことを実施していただくようお願いしたいと思います。

次に、被害が出た後の復旧時期における対応について、お伺ひいたします。

甚大な被害が起こった場合、給付金や 義援金などのほか、税金や国保税などの支払い猶予や減免など、国や自治体から支援策が打ち出されます。また、災害時の公的支援には災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、住宅や教育資金の特別融資制度も利用できます。これらの公的支援を受ける場合、また、個人で掛けている保険金の請求をする場合には、罹災証明書が必要となります。被害が広範囲になれば、被災者が窓口に押し寄せるでしょう。証明書の発行に時間を要しているようでは、市民の生活再建が遅れてしまいます。災害が起きてから対応しても遅いので、証明書発行業務の体制及び判定基準の勉強会など、研修会を含めて、準備が必要だと思っておりますが、どのような取り組みをされているか、お伺ひいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお願ひいたします。

災害対策基本法第90条の2において、市町村長は災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面を交付しなければならないとされており、本市においては、生活環境課で対応し、各庁舎窓口においても発行業務を行っている状況です。

業務内容としては、被害が軽微な場合には、被害状況のわかる写真等をもとに判定のうえ、迅速に罹災証明書を発行しております。また、半壊や全壊、地震などで現地確認が必要な場合には、税務課の職員が被害の状況、被害の程度を調査し、罹災証明を発行しております。

本市における罹災・被災証明発行業務については、十分な実施体制が整備されているとは言えないと捉えております。県が実施する住家被害の調査や罹災、被災証明書発行に係る研修会など積極的に参加し、担当者の育成や応援受け入れ体制の構築などを計画的に進めるなど、体制の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 繰り返しですけどね。今、2人の部長が答弁のとおり、同じような所管の中での発言でございますので、ぜひとも、その辺を共有していただいて早急に対応できる体制をつくっていただければと思っております。

今日の質問の1番重要なことを、今から話をさせていただきます。

次に、仮設住宅の建設についてお伺いいたします。災害により家屋を失った住民の生活拠点として、仮設住宅の建設が必要となってくるわけでございますが、県内地域の豪雨災害では、熊本県が応急仮設住宅の整備を進めており、球磨村では、7月31日に、人吉市、山江村、相良村でも8月22日に入居が可能となりました。生活再建の時期においては、仮設住宅の早期建設が重要でございます。

ここで質問をいたします。本市において大規模災害が発生し、仮設住宅の建設が必要となった場合は、必要となった場合を想定し、土地の確保や、市全体、または、旧町ごとの施設確保数、着工から入居までのスケジュールなどの構想入居要件についての対応といたしますか、市自体の考え方をお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

災害時の応急仮設住宅は、災害救助法に基づきまして、都道府県が設置することとなっております。原則公有地を利用することとなっております。建設の条件としては、災害の種類や規模により違ってきますが、令和2年7月豪雨を受けた被災地の仮設住宅の設置状況は、1カ所の建設におおむね10戸以上で、多いところでは113戸建設されており、共用部分も含め、1戸当たり150平方メートル程度の敷地が必要となっているところです。この面積は、敷地面積を建設戸数で割ったものでありまして、1戸当たりの面積ではありません。よりまして、建設地は一定の広さを確保する必要があるため、本市の建設候補地としては、学校のグラウンド程度の規模で、

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン及び浸水エリアに想定されていない箇所と考えているところです。

現在、この要件に当てはまる土地は、市内に16カ所程度を見込んでおりますが、確保までは至っていない状況です。また、実際の被災状況により、必要とする仮設住宅の戸数も異なるため、その都度、仮設住宅の建設、または、既設住宅の借り上げ等によるみなし仮設住宅のどちらか適しているかを検討し、必要な戸数を確保する必要があるものと考えます。

建設のスケジュールにつきましては、災害救助法では、災害発生から20日以内に着工し、速やかに設置することとなっており、先日の豪雨の実績を見ると、プレハブ構造は着工から15日程度、木造が40日程度の期間を要しております。必要な戸数にもよりますが、同程度の期間を見込んでいるところです。入居の要件としましては、住家が全滅、全壊、全焼、または、流出し、移住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができないものとなっているところです。

本市としては、今、対象となる災害が発生した場合、速やかに着工し、早期に引き渡しができるよう、建設予定地について具体的な選定を進めていく必要があると思われま

す。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 今部長の答弁では、即感することは、今、災害が起きた時には対応できるということは、学校施設の運動場とか、そういうところということで、改めて市としては設定した場所はないということで理解してよかでしょう。当然ですね、あるところを利用しなければいけないということで、学校の運動場とか公共施設等あたりが、そのとき対応には1番手っ取り早いということはわかっておりますけど、やはり学校施設運動場あたりは、そこに災害ごみが発生した時には、それが優先的になって、仮設住宅をそこに設置したときはですね、今度は、教育関係に問題が起きるし、その辺のなかなか難しい問題が出てきますので、そういった部分を振り分けた中で、早急にその辺の検討をしていかなければ、私から、私が、この質問はやっぱり最悪の場合の中の市の対応をどうしたらいいかというのの質問でございますので、そのような規模によって違うということでわかりませんがですね。行政としては、その辺は、少なくとも計画等あたりは作っていなければいけないし、即、市民に説明ができるような形をとらなければならないと思う中で質問させていただいているわけでございます。

そして、球磨地域のある場所なんかは、仮設住宅がそこより遠いところに作らないかんという状況になれば、もう自分たちはそういう遠いところへ行きたくない。ほかのところに移るといような、これも一つの地域が消滅するよな形の話聞いております。場所が、地形的な環境も違う部分がありますけど、そういった部分も最悪の場合は考えていくべきではなかろうかと思って、この質問をしております。

避難所は、今回、また新たに、災害で言えばもう大きな災害でございますけど、新型コロナウイルス感染症及び集団生活により、精神的な影響を考えるとですね。また、そこにまた別の意

味の問題が発生します。長期間の滞在は好ましくないことから、一日も早い仮設住宅の提供が、もし起きれば求められるわけでございますので、万が一に備えて、建設予定地の確保と土地を整備し、安心安全な市民生活を提供されますよう、お願いするところでございます。

これは余談でございますけど、災害から復興生活再建における自治体によって、また職員にとって、とても重要な心構えだということを思って紹介させていただきますが、先般、芦北町に、民間からいろいろ支援物資をいただいて届けるような形で、代役で私も仰せつかって行ったわけでございますけど、その当時の芦北町の町長に渡すため、役場に行った際の役場の職員の対応がですね、もう本当を行ってびっくりしたんですよ。見も知らない私に気づいた職員が、本当に元氣よく挨拶をしてくれ、町民に対しても皆同じ対応で恐らくあると思います。窓口の1人の職員が私に近づき用件を聞き、秘書係まで案内してくれ、引き継いだ秘書係は丁寧に町長室まで誘導してくれ、職員全員と言いましたが、改めて言えばですね、ほんと管理職も含めて、そのの庁舎が一体感を本当に見たような気がいたします。そして、それを届けて、玄関に20人ぐらい並んでですね、もう車が見えなくなるまで送っていくような形の本当に心から感謝をされたようなことで気持ちよく帰ってきたような状況でございます。もうかえって私が元氣をいただいたような状況でございます。

それと、皆さん、市長は御存じだと思いますけど、特に、龍ヶ岳の場合はですね、芦北、津奈木あたりとは、本当に旧町時代から密接な関係がありましたので、今回、帰った後に連絡ばいいただいて、龍ヶ岳町のここに一つありますけど、読み上げさせていただきますけどですね。

令和2年の7月豪雨災害に伴う芦北町への災害見舞金についてということで、区長会長がこれは回覧版に回して出しとるわけですよ。その内容が、「日頃より地区運営に御支援ご協力いただきありがとうございます。芦北町においても甚大な被害が発生したことにつきましては、町民の皆さんもテレビのニュースなどで御存じと思いますが、芦北町は慢性的な水不足の地域である龍ヶ岳町に対し、昭和47年から平成16年まで約32年間にわたって生活用水を分けていただき、私たちの生活を支えていただきました町でございます。このたび、少しでも恩返しできないかと話し合い、見舞金を送り届けたらと考えました。つきましては、町民の皆様より集めております区費の中から、1世帯300円を見舞金として取りまとめて、芦北町へお届けしたいと思えます」ということですね。1,431世帯、もう40数万円の金を、芦北町に龍ヶ岳町の町民がお世話になったお礼としてですね、少なからずその辺の部分を汲んで、町民にいただいてこういう形になったわけです。

そして、また、旧町職員含めて、職員の人たちが、自分たちの送別会あたりをするその金を含めてですね、個人的な部分で芦北町に見舞金を送ったというようなことを、これは、後で知りましたが、それを知らない中でも、本当に芦北町の対応そのものは、そういったことでございますので、日頃からもそういった職員自体の対応自体は、こういうことをしなければいけないということで改めて感じましたので、言わせていただきます。

時間がございませんので、次に移りますけど、何人か個人的に聞かれる人があれば、そこを

まだ深く踏み込んで状況説明をしたいと思いますので、どうぞそういった私が今日言ったことに関して、もう心に留めていただいでですね、上天草がそういうふうな形になるようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2点目は、看護学生に対する経済的負担等の軽減策についてということで、現在のコロナ禍における上天草看護専門学校の学生の経済面における負担軽減についてお伺いいたします。

いまだ新型コロナウイルス感染症は猛威をふるっております。第2波、第3波が発生するような状況が続いております。先日は、上天草市内でも感染者が発生し、対岸の火事とは言えない状況となりました。全国的にもコロナ禍における学生が置かれた環境は、経済的に厳しい状況にあり、報道によれば、大学のラグビー部の寮においてクラスター感染が発生し、その大学に通う学生はアルバイトを拒否されるという事例も出ております。本市でも学費や寮費、生活費のためにアルバイトをしている看護学生もいると聞いております。心配しているところでございます。ここで、コロナ禍における看護学生の経済的な負担はどのような状況となっているかお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 病院事務部長。

○病院事務部長（森 千壽君） よろしく申し上げます。

学生の経済的な負担でございますが、7月の時点で、看護学生に対して新型コロナウイルス感染症における保護者の収入調査アンケート調査を実施いたしました。保護者の収入の変化については、「収入がなくなった」はございませんでしたが、「収入が2分の1」や「3分の1程度減少した」が22%、21人。「収入はあまり変化していない」が78%、76人で行いました。次に、「収入が減少した」と答えた方21名に対し、授業料及び寮費の納入への影響を聞いたところ、「納入が困難となった」は0人で行いませんでしたが、「何らかの影響がある」が48%、10人。「納入に影響はあまりない」が52%、11人であり、ただ、影響があった半数近くが何らかの影響があると答えております。

そのほかに、新型コロナウイルス感染防止の対策として、看護学生にはアルバイトの自粛をお願いしているところでございます。また、感染防止対策として、オンライン授業を取り入れたため、インターネット利用による通信料の負担が、負担増が発生したものと考えております。

以上のことから、看護学生の経済的負担は増加しているものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） アンケートをとって、いろいろ今事務局長から話がされましたけど、個々の付き合いの中でいろいろ個人的に話をした場合は、まあ、それが真に迫った答えかというときには、ちょっと疑問があったもんですから、今日、こうして質問するわけでございます。いずれにしても、今の学生たちは、もう御存じのとおり、近い将来、医療従事者や医療施設の宝となるべく看護師です。卵です。看護学校の学生がいて、私にこう、先ほど言いま

したように話をしました。「本渡看護専門学校では授業料を免除するという話を聞き、うちの学校にも経済的に困っている学生がいます。どうなるのでしょうか。」というようなことを率直に言われて、私なりに調べたところ、本渡の場合は、看護学校の場合は、市直営ですもんね。上天草の場合は、看護学校自体が業務委託をした中での独立の部分だから、天草市と一概にそういう比較はできないです。しかし、知ってる人なんかいないわけですよ。片一方は看護学校が免除された。上天草は免除されんという事の中で考えたときには、学生がそこまで踏み込んで知ってるわけがないし、外から見とくに、ああ、上天草はしないのかというようなことになればどうかなという個人的に思う部分で考えたときには、これは、病院そのものが経営的な部分でいろいろ一般財源等あたりから投入する中での話で、相当またそれが乗れば赤の部分が多くなる状況です。病院経営者側からすれば、できる限りのことはしなければという思いがあっても、できないところは、そこは行政のほうでこういった特別な事情であるからということで、同じように支援はできないかと思い、質問させていただいているところでございます。

そして、寮費の問題は、今回予算であげるとやろ。寮費減免の分は。いずれにしても、このコロナの部分の中です。そこで休んだ分ということで、私は、事務局には、それは、寮費は減免するとは当たり前やなかっていう事を言ったんですけど、やっぱり財政上の部分もある中での部分で精いっぱいのがこれかなということですね。後は、これは市長にお願いする以外ないということでございますので、その辺も考えていただければと思っております。その件に関して、市長の言葉でですね、一言いただければと思っておりますが、考え方としていかがですか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 新型コロナの対策会議のときに、もうちょっと時期は忘れたんですが、事務部長のほうからも、看護学校の後期の授業料の減免ですね。後期の授業料の減免について、他の学校もやっていると。そういうところでの検討が必要だという発言があったので、私の方から、支援は我々も考えるので検討してくださいということは申し上げてます。で、事務部長もですね、いろいろ考えることが多くて、さっき議員がおっしゃったように、寮のこと、寮の寮費の減免のことですね。

それと、もう一つは、本渡の学校と違って、いわゆる寮を持っています。寮の環境で、いわゆる学校のほうについてはWi-fiスポット等が整備してあるんですけど、寮そのものにはWi-Fiスポットが設置されてませんので、その寮の部屋からのリモート授業というのが、今のところはなかなか難しい状況にあります。そういう部分の改善も含めて、総合的に上天草看護専門学校の学校と寮を含めて何か支援を考えたいということ、今、報告を受けてますので、我々としては病院がやりたいことについてはですね。応援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） ぜひ、その辺を、今、市長が言われるように、やるような話であれば検討していただいて、結果を出していただきたいと思います。事務長は、今後の支援につい

てはいろいろお話をされましたので、ぜひその辺を、将来的においては、その学生がどこの看護学校にも負けないというまでも、見合うぐらいの対応策は当然考えていかなければいけないと思いますので、ぜひとも考えていただければと思っております。

病院については、一般財源から補填すべき部分が今後とも多くなると思いますが、地元の議員とすれば、この上天草総合病院に対しての思いというのは、もう住民全てが同じ気持ちだと思いますので、病院がなくなればどうなるんだろうかということも踏まえて考えたときに、その都度問題を解決していかなければいけないと思いますので、ぜひとも市長には、病院に対しての思いを強く持っていただくようお願いするところでございます。

最後に、コロナ禍が終息し、学生たちの賑やかな笑い声が聞こえてくるような学校、また、医療従事者は最前線で戦っているにも関わらず、差別や偏見にさらされております。そのような悲しいことがなくなり、医療体制の充実に向けて真摯に働く職員像を目指して頑張っていただきながらですね。私のもう答弁は結構でございますので、質問等あたりの内容を改めて関係所管の部長は、新たにして、今後、上天草をどのような形でもっていくべきかということ等を常に考えて、市民のため、そして、上天草をよそに負けないような市にさせていただくようお願いをして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、14番、桑原千知君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、会派天政みらい、田中万里の一般質問を行います。

質問に至る前に、質問事項を入れ替えて質問いたしますので、御了承ください。

先日、8月27日、本会議終了後の全員協議会において、県から、高規格道路の進捗状況と、これからの進め方について説明が行われました。高規格道路については、市民の中でも、まだまだ賛否両論がありますが、その点も踏まえ、市民に、今後さまざまな場で議員としてしっかりと説明責任が果たせるように、今回、10年後の上天草市について、上天草市の未来像というタイトルで質問をいたします。

まず初めに、10年後の本市の人口と経済推移についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） よろしくお願いいいたします。

本市の人口につきましては、昭和25年がピークで5万5,000人程度、それ以降は減少しております。熊本県推計人口調査によりますと、今年の8月1日現在で、2万4,000人程度でございます。本市の上天草市人口ビジョンによりますと、10年後の令和12年には、2万1,000人程度となりまして、今より3,000人ほど減少する見通しでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 10年後には、今より3,000人程度減少するということですね。これは、3,000人ということですが、もっと多くなるのではないかと予測されております。

次に、高規格道路開通後の現国道沿いの空洞化対策と、立ち退きとなる集落の地域コミュニティを維持するための施策が必要と考えております。市の見解を求めます。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 今、お話ありました熊本天草幹線道路におきましては、現在の国道沿いの商店などの空洞化が懸念される一方で、当該道路が冠水した場合、防災上の観点や市民生活の利便性の向上に資するとともに、渋滞の緩和などを踏まえ、本市から熊本方面までの移動時間は一定の利便性の向上につながるものと考えております。こうしたことが、人口の維持や増加にもつながるものではないかと考えておるところでございます。

このことを踏まえ、空洞化対策、こうしたことにつきましては、当該道路開通後、現国道の、国道沿いの商店等への影響等について調査研究を行った上で、しかるべき対策を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、地域コミュニティにおきましては、基本的な考え方として、コミュニティを形成する住民の自助とお互いの共助による日常の暮らしでございますとか、集落を維持していく行事、または、賑わいを創出する地域の行事やお祭り、こうしたものは自ら行っていく、あるいは、続けていただくことが大切ではないかと考えておるところでございます。これらの活動を支援することが、地域コミュニティの維持につながるものと考えておりますので、まちづくり事業の推進助成金ですとか、コミュニティ助成の補助金、こういったものを活用し、側面的な支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 以前、やはりこの高規格道路が開通後の国道沿いの空洞化ということで、市民の方たちといろいろ意見を聞いた際には、やはり松島から有明まで通っている高規格道路が開通後の旧松島町の国道沿い、そして、有明の国道沿いの商店等がほとんどが閉店したということで、大矢野地区でも、やっぱりそういう心配をされている方々が沢山おられます。

また、去年でしたか、行われた県の説明会の中でもそういう意見が出ました。と同時に、やはり立ち退きになるであろう馬場地区、上新田地区等ですね、何十軒も多分立ち退きになるんで

はないかと思うんですけど、その部分の地区の人たちは、やはり地区、家が減り、人口が減る。そういう中で、やはり将来的な地区の様々な行事等の維持ができるのかという心配をされております。この辺は、今後もやはりしっかりと行政のほうでも考えて、そうならないための方針を早目に定めるべきじゃないかと思えます。

一つ申し上げたいのが、高速道路を例にとれば、高速道路は、今、日本の隅々まで開通しております。しかし、みんながみんな東京に行くわけではございません。その途中途中のやっぱり魅力ある観光地や町等には降りて、高速道路が通ったことで地域が活性化した例もございますので、やはりそういう例も踏まえて、いろんな角度から今度調査するべきだと思いますので、ぜひその辺は、よろしく願いいたします。

次の高規格道路開通後、宮津地区開発計画を含めた大矢野地区全体の開発について、官民一体型の地域づくりが必要と考えるが、市の見解を求めます。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） この高規格道路開通後におきましては、渋滞の緩和などにより、熊本方面と上天草の間の移動の利便性を考えますと、観光の面、あるいは、市民生活の面、輸送の面、あるいは、通勤通学のエリアなど、いろいろな観点での影響が考えられるのではないかと認識をしております。

このことを踏まえまして、今後の本市のまちづくりの方向性や都市機能のあり方については、大矢野地区を含めて、改めて検討していく必要があるものと考えております。この一つの手法として、熊本天草幹線道路の開通後を見据え、大矢野地区はもとより、市内全域を対象とした市民や観光客、お客様の行動、あるいは、生活様式の変化、こういったものを踏まえて、第2期の上天草市ランドデザインの策定の必要性について検討していかなければならないものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今、部長が言われたように、高規格道路の開通後においては、やはり熊本市と移動時間が短縮される。これが最大のメリットではないかと思えますが、先ほど申し上げたように、やはり空洞化対策等も含めて、今後しっかりと考えておかなければ、10年後のこの上天草市というのが、ただ人口が減る一方で、近くなったから向こうに住んだほうがいいとならないように、その辺をしっかりとこれから考えていただければと思います。

ここで、私からの今後この10年後を目指すに当たって、やはり熊本県の中でも、人口が増えている菊陽、大津、合志等はですね。実を言うと、15年ぐらい前に、いろいろなこれからこの町をこうなりますということで方針を出しておりました。菊陽町、合志だったかな、日本一子育てしやすい環境の町とか、なんかそういう子育てをテーマにしてあげて、公園化の充実とかそういうの取り組んで、今現在、人口が計画通り増えている。それも道一本のおかげで、ああいうふうになっております。

私も、この上天草市においては、やはり海が周りにあって、いろいろ環境がいいということで、例えば「日本一住みやすい海沿いの町」とか、「海に囲まれた住みやすい町」などの、「海があつていいんだよ」みたいなキャッチフレーズで売り出すとか、沖縄も観光客移住者がやはり沢山行っておりますが、やはりこの移住者が求めていくのは、リゾート地だからとか、あるいは、この気候が良いとか、そういうので増えてるんじゃないかと思います。そういうところを、やっぱりこのいい部分は取り入れておこなっていただければなと思います。と同時に、私が、この子育て中の移住者を対象に聞き取り調査をやりました。当市の、まず、デメリットから、その方たちが言われた中で多く挙げられたのが「公園がない」だったんですよ。近所に公園がない。花海好、大矢野なら花海好公園、松島ならアロマのほうにまで行かなければ公園がないと。近所に手ごろな公園があつたらいいのになと。とにかく公園がないということを一歩言われておりました。

そのほかにも、これは、水道料金が高いとか、これ仕方がないことですが、産婦人科と小児科の医療が、やっぱり都市部と比べて充実していない。また、これは地元の今現在ですね、高校生、大学生を育てられているこの親御さんは、子供が帰ってきたくても、大学まで行って習得した学問や技術を発揮できる仕事場がないと。親としては、子供に帰ってきてほしい。でも、やはり都市部のほうが、そういう大学で学んだことを発揮できる職業があるというようなことでした。と同時に、このメリットとしては、やはり自然環境が豊かであるということと、食がおいしい。やっぱり当たり前のことではありますが、特に魚、魚介類はおいしいと。子供が熊本市内に住んでいたときには魚食べていなかったのが、こっちに引っ越して来たら魚を食べるようになったなど、そういう話も聞いております。

それと、子育ての医療支援策が充実している。これは、先ほどの病院等じゃなくて、18歳の医療費の無料化等で、その方がおられたところが6年生までだったので、そういうのが、こちらでは充実しているということでした。ほかにも、人口が少ないので保育園に簡単に入ると。そういうことが聞かれました。

やはり先ほど部長が参考にされた人口問題研究所の推計によると、もうこのまま指をくわえていたら、10年後には2万1,000人。さらに、その10年後に、今から20年後に1万7,000人。そして、2060年には1万人と予測されているじゃないですか。この、これは、あくまでも推計ではありますが、ここで、やっぱりデメリットを最小限になるように工夫をし、そして、メリットを更なるメリットにつながるようにですね、私も、今以上魅力ある上天草になるように、今後も勉強し、行動し、提言提案をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、行政の皆さんも、自分の家庭のことだと思って、やっぱり命がけで10年後の上天草市が、せめてこの推計のように行かないようになるように頑張ってくださいと思っております。ぜひ、よろしく願いたします。

では、次の質問に移ります。国内はもとより、県内でも、コロナ感染の脅威は、まだまだ収束の見通しがつかず、様々な生活環境の変化に見舞われております。その一つに挙げられるのは、

経済の大きなダメージです。言うまでもなく、観光産業が盛んな当市にも、様々な業種に影響を与え、その影響は市民の暮らしへも直結しております。テレビ等では、コロナ禍により、親の収入が激減し、子供の大学の授業料の援助が厳しくなり、重ねて、学生等のバイトも減少し、大学等の授業料の滞納につながり、夢を抱いて合格した大学等を辞めざるを得ない状況になっていると報道されています。この問題は、都市部だけの問題でなく、当市で子育て中の保護者や学生にも同じような問題が浮上しております。

一つの例を紹介しますと、当市の1次産業に従事されている方から、コロナの影響で収入が減り、子供の授業料が厳しいと相談を受け、その方に奨学金制度を紹介しました。その市民の方は、後日、教育委員会に赴き、奨学金を活用できる運びとなり、大変ありがたく感謝されております。しかし、その後、別の保護者の方々、子育て中の方々と、コロナ禍についての意見交換をした折に、これからコロナ禍で1次産業も先行きが見えない。飲食業もコロナ禍でお先真っ暗。来年の子供の進学も、何とか国公立の大学に行ってもらわないと授業料が厳しいなどと、暗く厳しい意見が多く聞かれました。親としては、子供が夢を抱いて大学に進学を望むなら、自分らの暮らしを最大限に辛抱して、子供の夢を叶えたいと思うのが親心です。

前途したように、我が市にも、能力があるにも関わらず、経済的理由によって就学困難な者に学資金を貸与する奨学金制度があり、その制度を活用し、子供らの夢の実現につなげ社会に貢献できる人材が育てばというのが、この制度の目的であります。しかし、制度化された当時と現在では、大学等の授業料も大きく変わっているのが現状です。現在の状況に見合い、市民の暮らしが助かり、若者が上天草市に今以上に定住できるように、奨学金制度と若者の定住を目的に設立された天草五橋奨学金返還助成金制度のよりよい改善を求め、以下の質問をいたします。

まず初めに、奨学金貸与制度事業を実施されておりますが、制度の内容及び取り組みの経緯を簡単にお問い合わせいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしくお問い合わせいたします。

この制度は、能力があるにも関わらず、経済的な理由によって就学困難な者に対し、就学に必要な学資金を貸与し、人材の育成を図る制度で、高等学校等に在学する者には月額2万円、大学等に在学する者には月額3万円を貸与しております。教育基本法第4条第3項に基づき、旧町時代から取り組んでおり、合併後も制度を引き継ぎ、現在に至っております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今、旧町の頃から取り組んでおられるという答弁でございましたが、旧町のいつぐらいからか分かりますか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 設立された順番に申し上げます。龍ヶ岳町が昭和37年、大矢野町が昭和38年、松島町、姫戸町が昭和43年でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 2番目に、直近5年間の奨学金貸与の状況等をお尋ねしておりますが、これは平均して約年間40名ぐらいの方が借りておられると思いますので、これは省きますが、では、次の質問で、奨学金貸与条例に定められている奨学金の額ですね。これ先ほど部長が答弁されたように、高校生等で2万円。それと、大学等が3万円と定められていると思いますが、この額の設定根拠と、条例制定からの金額の偏移についてあったか、お願いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 奨学金の額の設定根拠につきましては、旧町での経過や、近隣市町村の状況を考慮し、金額が設定されております。また、偏移につきましては、支給対象を大学院等の支給対象の拡大はございましたが、金額は変更されてございません。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 実を言うと、この近隣の市町14市の奨学金制度を調べたところ、どこでもうちと変わらないというのが現状でございますが、山鹿市等は、大学においては月額5万円の貸与になっております。また、高等学校等は同じなんですけど、私立の高等学校の場合は3万円など、こういうふうに定めているところがございます。

言うなれば、先ほど部長が答弁されたように、合併のときに、合併協議会の中で、これは旧町時代の奨学金、貸与条例を持ち合わせて、それにのっとって我々も定め、私もその当時から、合併協議会の1人として議員で入っておりましたので、そのときに、なぜ、この部分を指摘しなかったのかと。今さらながら反省している次第でございますが、旧町の昭和38年とか、例えば、43年あたりに、この金額等も定めてあるんですよ。

では、次の質問に移りたいと思いますが、現在の県内大学の授業料と、奨学金の貸与年間額について、ちょっとその前に、私が言いたいのは、県内の授業料というのが、部長のほうでも調べられておられると思いますけど、実は、私が、授業料の推移というのを、熊本国立大学、公立大学、私立大学、調べました。その資料によりますと、これは、昭和38年、もう実は、昭和38年の授業料がいくらだったかという資料がありませんでした。あったのが昭和50年です。その50年の資料によりますと、昭和50年には、国立大学で3万6,000円です。入学料が5万円です。公立で2万7,000円。約2万7,000円です。授業料で。入学料が2万5,000円です。私立で1万8,200円となっております。で、入学料が9万5,000円。多分、この当時ならば、今の奨学金制度で何とか授業料等も払えたんじゃないかと思うんですよ。しかし、時代はさかのぼって現在になります。現在は、授業料が、国立大学で年間53万5,800円。入学料が28万2,000円。公立大学でも53万、約53万に、入学料が39万4,000円。私立になれば、これは私立でも、いろいろな大学がございますが、平均して86万8,000円。入学料が2万5,000円、25万6,000円となっております。熊本県内の中では、私立でもいろいろな大学がございますが、熊本公立や熊本大学81万7,000円ですね。高いところは、崇城大学の医学部等は、授業料が年間195万円。初年度入学料が40万円となっております。

私がこの申し上げたいのが、この制度自体は、言うなれば、先ほど目的に合った目的で言われたように、やはりこの大学等に行きたくても、経済的理由で行けない子供たちを行ってもらって社会に貢献できる人を育てようというのが、もともとの目的ではなかったんかと思います。

しかし、その当時、制度化した当時はですね、それである程度賄えたのが、今は、この時代がもう授業料等も上がっております。その金額等で、果たして本当の目的達成になっているのかと、疑問に思っております。

私がお尋ねしたいのが、現在の大学の授業料と奨学金の貸与年間額について、市の見解はということで、今私が申し上げたように、今後、時代に合った条例の改正等の考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） おっしゃるとおり、大学の授業料等は様々でございます。奨学金は、学業専念に貢献するために必要な学資金であることから、授業料相当の貸与が望ましいとも思われますが、各家庭の所得状況を鑑みると、必要額も様々でございます。また、貸与奨学金の返済は、利用者の所得状況に関わらず、毎月一定額を返済することが原則であり、所得が低い場合には、返済の実質負担が大きくなることから、現在の貸与額については、将来の負担にならない程度の金額を設定しているところでございます。しかしながら、今般のコロナ禍による経済ダメージは、市民所得に大きな影響を与えておまして、学習に関する困窮の声も聞かれることから、貸与金額の改正については、返済時の負担等を考慮しながら、実態に合った貸与金額を検討する必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今、部長の答弁で部長も言われたように、やはりもうこの制度化したときと時代が変わって、今は授業料も値上がっている。それと同時に、やはり冒頭で申し上げたように、やっぱりコロナ禍で収入が減った家庭とかも沢山あります。もうご存知のように、マスコミでも、テレビ報道でも、大学に通っていたその大学生がバイトもなくなって授業料も払えずに辞めたというのが多く報道されております。

私は、国会議員じゃないので、国全体のことじゃなくて、上天草市のことを申し上げますけど、やはり上天草市で生まれ育った子供たちが、そういう経済的理由で大学をやめざるを得ないような、そういう状況にはしたくない。そのために、この奨学金制度が制定されているのではないかと思います。ぜひとも、現状を踏まえて、今後のこの奨学金制度のよりよい改善というの、今後、検討していただきたいと思います。

仮に、奨学金が2万円上がったからということで、市の財政にも大きなダメージを与えるということもそこまでないかと、財政課に聞きに行ったらですね、そこまではという話でしたので、その辺、執行部でも、教育委員会だけではなくて、財政課等とも膝を突き合わせて、やはりこれも10年後の上天草市につながる問題でございますので、ぜひとも検討していただきたいと思

ます。

続いて、この5の未来へ夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金制度の目的及び受給要件並びに助成金の額等についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） まず、目的についてですが、若者の市内における定住の促進を目的としております。

受給要件につきましては、まず1点目として、学校等を卒業後、平成30年4月1日以降に助成対象の奨学金を返還した者、または、返還している者でございます。2点目といたしまして、助成金を申請する年度の前年度から市内に住民登録している者であること。3点目といたしまして、市内の事業所等に就業している者であること。4点目、助成対象奨学金の属する世帯の全員が市税等を滞納してないこと。最後に5点目といたしまして、上天草市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員、または、同条第4号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。以上の全てに該当する者を助成対象奨学生としてございます。

助成金の額につきましては、返還すべき助成対象奨学金の全額とし、1年間に交付する助成金の額は、返還すべき助成対象奨学金の10分の1以内でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 確認ですけど、この助成金制度は、上天草市の奨学金貸与のこれを借りた人たちの分だけなんですか。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） はい、現在そうでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 実は、この助成金制度が発表されたときに、子育てをされている保護者の方や学校関係者は、これは上天草市はすごく県内でも九州でも多分珍しい取り組みだったと思うんですよ。先進的な取り組みをやったなということで、私のほうにも非常にいい声が届いておりました。

しかしですね、これ条例制定されて、じゃあ今、上天草高校等でも、この制度についていろいろと説明をされているんじゃないかと思うんですよ。これが使われるのは、多分あと3年後ぐらいからじゃないかなと思うんですよ。来年、再来年からぐっと増えるんじゃないかと、定着するまでちょっと時間がかかると思うんですけど、私が申し上げたいのが、目的が若者の市内における定住促進というのが、まず第1の目的でございます。これが、もう何と言っても旗頭じゃないかと思うんですけど、ただ、その後の中に、市内事業者の安定雇用のということで、住所を上天草市に置いて、そして、地元で働かなければ、この助成金はだめですよとなっているんですよ。先ほど申し上げたように、1点目のところで申し上げたように、子育て中の保護者の方からは、例えば、奨学金を借りて大学で教員になります。銀行員になります。あるいは、専門学校に行くと、壺溪塾等に行くと、役所の職員になります。あるいは、役所だけじゃなくて、広域連合の消

防士になりますとか、やっぱそういう思いで奨学金等を借りて、大学や専門学校に行かれるんじゃないかと思います。

しかし、そういうところに行って地元に戻ってきました。例えば、自分が大学時代に学んだ学問や、そういう技術を発揮できるかということ、なかなかその見合ったところがないということで、都市部のほうにまた出ているというのが、今の現状じゃないかと思います。

仮に、例えば、上天草市に子供が帰ってきたとします。で、帰ってきて、広域連合に就職したとします。消防士になったとします。消防士は、天草広域本部があって、本渡のほうの勤務もあれば、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳もあります。それ以外に、4町以外に、旧4町以外に外れた場合は、これ貸与の対象にならないんですよ。非常にいい制度だけど使い勝手が悪いというのが市民の声でございます。

私が、今回6番目に、この若者の市内における定住促進と市内事業者の安定雇用の両立は非常に困難であると考えております。要綱第3条第3号の規定の見直しの考えはないか。まだ制度化して間もないですけど、そういう考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 確かに両立は難しい問題でございまして、第3条第3号の規定を削除した場合は、助成対象者が増え、制度目的の促進につながることも承知してございますが、この取り組みの趣旨を踏まえると、現段階において、規定の見直しは難しいと考えております。

しかしながら、本制度は、本市奨学生の貸与者のみを対象としておりまして、母数が少なく、効果が得にくい状況にあることも事実でございまして、現在、ほかの奨学金受給者を助成対象とするなど、母数を増やすための施策も検討しているところでもございます。

高校卒業者の7割の学生が大学等に進学する社会の情勢を踏まえ、奨学金返還助成制度をより効果的で使いやすい制度に改正していくことで、奨学金及び奨学金返還助成制度の制度的意義を深めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今言われたように、私は、今日明日改正しろというわけではございません。やはり、今、部長が言われたように、年間奨学金を借りる人たちが約40名ぐらいで、4年間で120人ぐらい。と同時に、上天草市奨学金を借りた人という限定がされております。逆に、いろいろ周りに聞けば、上天草市の場合は、月に3万円です。ですね。ほかにいい奨学金制度があって、そちらを借りてる方たちも、沢山優秀な上天草市の子供たちがおります。

やはりこの目的が、多分人口減少を抑えるための施策だと思うんですよ。それならば、もっと使い方がいのように、奨学金が上天草市の奨学金制度だけじゃなくて、ほかの奨学金でも対応できるように、それと、より多くの上天草市を大学進学等で出ていった人たちが、また帰ってこれるようにですね。そういう助成金制度へ、私は、すぐしろというわけでも、今後ですね、やはり状況を見て行っていただきたいなと思っております。

今回のこの奨学金制度と天草五橋の助成金について、私は質問をいたしました、繰り返しのようになりますが、今日明日、条例を改正しろというわけではございません。

今回の私のこの提言を受け、今後、教育委員会でも、現状をしっかりと把握して、そして、よりよい制度になって、本来の目的である、能力があるにも関わらず経済的理由によって就学困難な者に学資金を貸与し、奨学金制度であり、その制度を活用した子供たちが夢を実現して地域に貢献できる人材となって、その子供たちが上天草市に帰ってこれるような、そのような制度化を求めたいと思います。

2点について、私質問いたしました、簡単によろしいので、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） そうですね、一点目は、10年後の上天草市ということなんですが、幹線道路については、特に、三角から宇土区間が整備されれば、上天草市と熊本市圏の距離というのが、時間的にはかなり縮まると思います。それは、10年後に整備できるかどうかというのは、また別のことではあるんですが、それだけの大きな影響があるかなとは思ってます。

人口の減少傾向にあるのは、もう事実であるんですけど、特に、今回のコロナ禍の影響もあって、どちらかという、やはり都市部のほうが非常に感染のリスクが高いというのは、データからも、ある程度それは証明されてるんじゃないかと思えます。そういった意味では、この地方で暮らすというのが、また改めて見直される一つのきっかけになってきていると私は思ってます。

それで、インフラ整備も含めて、道路、あるいは、ネット環境等の整備も含めて、この地方で住んで、やはりこの仕事ができる環境整備をうまく進めれば、今後は、上天草市としてのアピールポイントというのは、多分にあるというふうに考えてますので、当然10年後の将来を見越したまちづくりの中で、そういった気持ちも思いも込めていきたいというふうに考えてます。

それと、奨学金については、おっしゃるとおり、もともとの返還助成制度というのは、民間の方々の協力金で成り立ってますので、当然、やっぱりそういった方々に対する恩恵がなければなりませんので、スタートとしては、そういうスタートを切りましたけども、現状に課題があるとすれば、私は早急に制度の内容を変えてでも利用率の高い制度にしたほうがいいと私は思ってます。

それで、奨学金制度も自治体が行う部分だけでなく、日本学生支援機構とか様々な奨学金制度があります。それぞれやっぱり金額も違うし、メリットデメリットがあって、それぞれやっぱり検討された結果、それぞれの奨学金は多分利用されてるんだろうと思います。我々の制度も、今、返還制度でもやってるんですが、ちょっと部長も答えたんですけども、もうこの際、我々は独自で奨学金をやってそれを返還助成するというよりは、ほかの奨学金制度も含めて支援制度を拡大してですね、ほかの制度を利用してても返還の対象になるというようなことも考えていきたい。そこがちょっとそれができるかどうかを、今検討中でございます。

○10番（田中 万里君） ありがとうございます。

これで、田中万里の一般質問を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、10番、田中万里君の一般質問を終わりました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時42分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

新宅靖司君から、資料の配付について申し出がありました。会議規則157条によって、これを許可します。

9番、新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 9番、会派暁、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をしたいと思えます。

皆さんも御承知のとおり、7月4日に、県南豪雨により、牛深、芦北、坂本、球磨、人吉等に甚大な被害を受けました。亡くなられた方に対しまして、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、1日も早い復興を願っております。

私は、災害のあった翌日、人吉市のハザードマップを取りました。ボランティアも含め、4回現地に行きました。現地を回ると、流れてきたごみや土砂で、ものすごいことになっておりました。洪水により、浸水想定区域は、ほぼハザードマップ通りでした。これが、その時とった人吉市のハザードマップです。皆さんにも配付していると思えます。ただ、浸水の深さや範囲が、想定より1メートルから2メートル深かったり、範囲が広がったようです。

そこで、我が市において、どのくらい豪雨によって1メートル以上の浸水が想定されているか。その地域は、上天草市の場合、主にどの地域にあるか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いたします。

豪雨により1メートル以上の浸水が想定される地域については、龍ヶ岳町を除く沿岸部及び河川付近のほぼ全域が想定されております。その中で、主な地域といたしまして、大矢野町では、登立新田地区、上馬場地区、中江後地区及び維和地区です。松島町では、阿村13区、合津川付近の地域、合津西の浦地区、今泉川付近の地域、今泉後山地区及び教良木園部地区です。姫戸町では、二間戸下縫通地区などが考えられます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今、上天草市で浸水が想定される地域を述べていただきましたが、先ほども申しましたとおり、想定よりも深く浸水したとか、思いもよらないところまで範囲が広がったというふうな話がありました。これ8月21日の県南豪雨の浸水ということで、その中

で、人吉市の浸水エリアを載せた熊日の新聞があります。これを見比べると、やはり先ほどのハザードマップと同じようなところが浸水をしてるんですが、さらに深かった、酷かったということだと思います。

そこで、先ほど、我が市の1メートル以上の浸水想定区域ということですが、先ほどののは、高潮等も含まれております。今回、洪水によって浸水するのはどこかということで、このハザードマップを見てみますと、やはり松島が、この上天草市の中でも大きな河川が3本ありまして、その地域が浸水想定地域としては広範囲に示されております。

その中でも、教良木川下流域、そして、今泉川流域、で、合津川流域が広範囲に示されております。それらの地域を対象とした市としての対策は。また、浸水想定区域周辺の避難所や避難行動について、特別に行っている対策があれば、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 私からは、防災対策のソフト面からお答えいたします。

市として、浸水想定区域を対象として、特別に何か対策を行っているということはありません。しかしながら、日頃から、熊本県及び熊本地方気象台が発表する防災気象情報の収集、分析を行い、早めに避難準備、高齢者等準備開始発令するとともに、避難所の開設を行っているところです。避難行動には、自宅から避難、指定緊急避難場所や、その他安全な場所へ移動する立ち退き避難と、自宅等の建物内にとどまり安全を確保する屋内安全確保があります。地域の実情に沿った避難行動について、出前講座で確認するとともに、自主防災組織を対象とした避難訓練等を実施しております。

また、自助共助の観点から、自主防災組織には、自主避難所の開設の協力をお願いしております。今般の台風10号においては、16カ所を開設していただきました。市としては、その運営経費や備蓄品購入費の一部を補助するなど、活動支援を行っております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

私のほうからは、防災対策のハード面からお答えいたします。

お尋ねの3河川につきましては、県の管理河川でございます。まず、今泉川におきましては、水位周知河川であるために、河川監視カメラを設置し、リアルタイムで河川の状況を管理しているところです。今後は、合津川、教良木川についても、同様のカメラ設置の要望をしてみたいと思います。

次に、合津川ですが、合津川河川整備基本方針に基づき、河川整備計画の策定状況につきましては、令和3年度の事業着手に向け、作成中とのことです。

また、現在農林水産課で実施しております合津地区排水整備事業が完成すれば、合津川周辺の冠水状況も少しは改善されるものと期待しているところです。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今、建設部長から、幾つか説明がありました。まず、この水位周知河川という言葉が出ましたけども、この防災マップを見てみますと、ほとんどのところは薄いブルー、水色で青で深く浸水するところは示されております。しかしながら、今泉川については、お手元にも配付しているとおりで、この赤い色で示されております。これはなぜかという、水位周知河川に指定されているからです。水位周知河川というのを調べてみますと、これは、国や県が指定して、洪水のときに国民経済上重大、または、相当な損害を生じる恐れがある河川であり、避難判断水位、特別警戒水位を定めて、この水位に達した旨の情報を出す河川ということで指定を受けております。

これは、上天草市においては、1河川です。苓北においては、3河川。天草市においては、9河川が指定されております。それが指定されてるということは、それだけ氾濫が起きやすいのかなと私は判断をしますけれども、そういったことで、周知河川ということで指定されたことの、この示されたんだろうと思います。

この周知河川、先ほど、人吉の例を言いましたけれども、その後、熊日には、この新基準知らされぬまま防災マップの被害想定大きく変化ということ、新聞にも載っております。この中を見ますと、まさかこんな高さまで来るとはとか、新基準でのマップが配られていたら、住民の危機感意識はもっと違っていたかもしれないというふうなことも記載をされております。幸いなことに、上天草市は、危機管理情報課の職員が素早く対応して、新基準で今年4月発行され、6月に私たちの家庭にも、この新基準の防災マップが配られております。そのことによって、この基準が示されたんだろうと思います。そういう意味では、素早く対応された職員の皆さんは、やっぱり頑張っているなど。防災に対して意識を持っておられるのかなと。昨日もいろいろ不祥事や、いろんなことも指摘されましたけれども、やっぱり中には頑張っている職員もいるんだということで、この防災マップを見ながら再認識をしました。

そこで、先ほど、建設部長が、ここには監視カメラ、河川監視カメラを設置してということで設置されておりますけど、これ私の地元であります。この今泉川については、平成26年ぐらいですかね。違った。昭和63年ぐらいから、河川改修をされておって、もう20年ぐらい前に河川改修が終了したということで、県のほうではなっております。私は、この監視カメラは設置してるのはいいんですが、改修したところの三石橋のところ監視カメラを置いてあるんですが、いつも越流するのは、それより上流の4、500メートルぐらい上のところが越流をします。何でもここに監視カメラを置いたのかなというふうな気もしてるんですけども、どうしても改修をしたところは、その上流よりも川幅が2倍から2.5倍ぐらいの広さですので、当然水位は下がります。そういったところで、雨がどんなにある程度降っても、もう越流もしないし、そういった危機感も住民には伝わらないだろうなと思います。今、スマホがありますので、その監視カメラの情報もリアルタイムでとれるような状況です。しかしながら、少しぐらい雨降っても推移は大して上がってない。ということは、大して危なくないんだという判断にしかならないんですが、この監視カメラの位置については、合津川にもちょうど真ん中辺にも水位計があるんですが、

この位置について、もう少しどうかならないのか。建設部長にお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） お答えいたします。

先日、天草広域本部土木部のほうにお尋ねしました。設置カ所の移設につきましては、ちょっと難しいという回答でありましたけども、やるとしたらですね、新設。もう1台付けるということですね。これは、ほかの河川で、1河川に2個の監視カメラがついているところは、現在はありませんがということでしたけども、必要性を十分に説明して、市からの要望を持っていったら、できないことはないんじゃないかというお答えでした。

以上です。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） そうであれば、移動はできないけども、新たに設置することは可能だということであれば、ぜひ、そういったところにつけるように、市からも要望をしていただきたいと思います。

それでは、今述べておりますとおり、今泉川周知河川ですが、豪雨災害が懸念されますが、この周知河川には、計画規模というのが設定されているんですが、計画規模と今後の河川改修の計画はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 想定される最大の規模の降雨によりまして、洪水浸水想定区域が指定されておまして、その内容は、市が作成するハザードマップに記載されているところです。今泉川の改修整備につきましては、昭和63年から平成12年までの期間において、下流部から、三石橋の区間1,200メートルが整備されたところです。

今後の計画につきましては、今回、熊本県への確認を行いましたところ、今泉川の河川改修の予定はないとの回答でした。ただし、令和元年度より実施された樹木伐採と堆積土砂の掘削工事であります今泉川総合流域防災工事につきましては、今後も、土砂堆積状況を確認しながら、防災対策として必要に応じ実施していくとのことでありました。今後は、毎年行われております熊本県単県整備事業要望案件に地元の意見を届けまして、県とともに、今泉川の安心安全な河川管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今回、この3河川のところについて質問をしましたが、合津川については、先ほど、部長からも答弁があったとおり、要望によって合津地区の排水整備事業が事業化され、恐らく今年度発注されるのかなと思います。そうすると、ある程度の緩和、水害の緩和はされるのではないかなと思います。しかしながら、やはり合津川も河川改修をしないと根本的な解決には至りません。今泉川においても、改修は終了したというふうな県の見解ではありますが、当初、1,900メートルぐらいを改修する予定でしたけれども、2キロぐらいだったですかね。2キロぐらい改修する予定でしたけれども、1,200メートルぐらいの改

修で終わっております。そういう意味におきますと、その当時、もう終わってから20年ぐらい経つんですが、その当時の水害といいますか、川の氾濫に比べますと、今はこの間、7月豪雨でもありましたように、線状降水帯がもっと北にあったならば、上天草市もその被害を受けたというふうに思います。これは、もう県の河川ですので、上天草市がどうこうということではありませんが、やはりこういった整備については、県市一体となって安全安心な状況をつくるべきではないかと思えます。当然、そういった状況もありますが、状況は大幅に変わっております。例えば、県が犠牲者が出ないと、そういったことをしていかないというのであればですね。あまりにも県民に対して不誠実ではないかと思えます。いつの時代も災害によって犠牲者が出ると大規模な法面工事であったり、そういった河川対策をしておりますが、やっぱり前に対策を打っていく防災というのは、そういうふうにしていくべきではないかと、私は思っております。

そういうことで、ぜひ、県のほうに、そういった今泉川水位周知河川に指定されてるのであれば、そういった働きかけを強力にやっていっていただきたいと思えますが、市長、どうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 災害の規模が毎年のように大きくなっていっていますし、いつ大規模な災害が起こるかわからない。そういう時代でもございます。ただ、県の管理河川に対してですね。今以上に災害対応の強化を求めていくなら、それは、それなりのデータを示す必要がありますので、我々としては、やっぱりこういう災害が起こるたびに、今回は、我々の地域は、そう被害はなかったんですが、それを踏まえて常に最新のデータで、今の現状を検証して、その対応をやっていくように求めていきたいというふうに思っています。あと、我々としては、水位周知河川の今泉川については、県のほうともホットラインで常に直接連絡がくるようになってます。災害のときに、今泉川を参考というか、あれにして、上天草市のそれぞれの河川の状況を予測することになってますので、そういった意味では、災害対応も万全にしていくように、今後も努力をしたいというふうに思っています。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） ぜひ、大きな被害がある前に、そういった懸念があるのであれば、県に強く要望をしていっていただきたいと思えます。時間も余っておりますけども、12時過ぎておりますので、私の一般質問をこれで終わりたいと思えます。

○議長（園田 一博君） 以上で、9番、新宅靖司君の一般質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩し、午後1時から会議を開きます。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時00分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 5番、会派暁、何川雅彦です。

議長のお許しが出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

冒頭に、県南を中心とする豪雨災害によって被害を受けられた方々にお見舞い申し上げ、犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げます。近年の豪雨災害は、線状降水帯の予測が十分に可能ではなく、今回の災害発生も未明のことでありました。本市におきましても、毎年起こりうる災害として位置づけ、早目の対応、人的被害を最小限に食い止める対策をお願いしたいと思います。また、今週月曜日に九州を通過した台風10号も、結果的に、被害は最小限度でありましたが、コロナ禍の避難所のあり方について課題を残しました。地域の公民館の避難所機能の充実や、今回はGOTOキャンペーンを活用して、地域の住民が地域の宿泊施設に避難宿泊する事例も見られました。空振りに終わっても、先手準備で災害に対処する意識が、今回の台風では、市民の側にも醸成されたと思います。行政側の対応も、不断の検証を行い、より市民の安全が確保できるように進化すべきであると申し述べておきます。

それでは、質問に入ります。今回は、まず、新しい上天草市の行政サービスのあり方ということでお伺いします。6月議会の一般質問でも、窓口の検温体制、RPAによる行政の効率化など、コロナに対応した行政のあり方を質問いたしました。今議会においても、窓口受付番号発券機の正式導入、斎場予約システムの導入、市役所玄関ドア、トイレ改修等、感染症に対応した予算が計上されております。この中で、今回は、同じく予算計上されている住民票等各種証明書のコンビニエンスストアでの発行事業についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止策として三密を避けることが推奨され、日頃の生活様式が変化している中、本市では、各種証明書のコンビニ交付サービスの本格的な導入に向けて取り組まれます。これは、まず、条件として、住んでいる市区町村がコンビニ交付サービスを提供している。第2に、利用者がマイナンバーカードを持っていれば、全国どこにいても、また、土日関係なく住民票などを取得することができるものですが、制度を運用するにあたっての課題や効果などについて質問していきたいと思います。

まず、証明書のコンビニエンスストア発行事業の詳細をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしくお伺いいたします。

マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービス事業については、既存の複合コピー機を設置してありますコンビニ、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどになりますが、などのシステムと連携し、住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票謄抄本、税証明、印鑑証明書を交付する事業となっております。昨今の新型コロナウイルス感染症下による第2波、第3波の感染拡大を考慮した場合、市役所職員の感染も否定できず、各種証明書の発行に支障を来すこ

とも否めない状況と考えます。一時的に市役所窓口が閉鎖された場合でも、コンビニ交付サービスを実施することで、市民サービスへの支障を軽減し、窓口の三密防止効果も図られるものとして、システム導入に取り組むこととしております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 本市では、現在、郵便局において、同様の証明書発行サービスを行っております。この郵便局での発行業務の状況と、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 平成25年度より、市内11郵便局において、証明書等交付事業に取り組んでいるところです。発行状況としては、平成25年度271件、平成26年度184件、平成27年度137件、平成28年度135件、平成29年度126件、平成30年度185件、令和元年度においては204件となっております。

各郵便局における証明書等交付事業については、平成30年度から機器の再リース契約によって、事業費を抑制できておりますが、令和3年度以降も事業を継続する場合、追加のシステム改修が必要であり、約3,200万程度の費用が別途発生することとなっていきます。市民の方々の利便性を考慮すると、単純に費用対効果だけで判断できるものではありませんが、今回の証明書等コンビニ交付サービス事業への取り組みにあわせ事業を終了する予定としております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今の答弁では、郵便局の発行業務というのは、年間約200件ぐらいで横ばいであると。今後、システム改修をする場合には、3,200万程度の費用が別途発生すると。コンビニ交付サービス事業の取り組みにあわせて、事業を終わる予定であるという解釈でよろしいでしょうか。

それでは、次に、住民票などをコンビニで交付するためには、マイナンバーカードが必要になります。しかしながら、マイナンバーカードの普及率は、全国で令和2年7月現在で17.5%、全国の市を見ても、1番高い宮崎県都城市で37.9%、熊本県の14市で見ましても、1番高い熊本市で23.1%と低い水準であります。現在、マイナポイントなどを通じて普及策もやっておりますけれども、手続の煩雑さもあって、なかなか浸透しない現状であります。このコンビニ交付事業の前提として、マイナンバーカードの市民への普及が急務であります。本市の普及率と、今後、普及率向上に向けた対策についてお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 本市におけるマイナンバーカードの交付率については、8月23日現在で述べさせていただきますが、15.4%、県下45自治体の中で29位という状況であります。最も交付率の高い熊本市で、この8月23日時点では、25.0%、県下平均で19.81%となっております。

マイナンバーカードについては、これまで身分証明としての役割が大きかったところですが、昨今、メディアで、今、議員のほうもおっしゃられましたけれども、メディアで取り上げられて

おりますマイナポイント、また、令和3年3月には、マイナンバーカードを保険証として利用できること。令和3年10月からは、診療、薬の処方を受けられるほか、金融機関の口座開設時にも利用可能となっていきます。今回の証明書等、コンビニ交付サービスの取り組みによる利便性向上を受けまして、ホームページ、広報誌への掲載など、カード保有の魅力周知に努め、マイナンバーカードの交付率向上に取り組む所存でございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今、答弁でありましたように、来年令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるということであります。これは、私もホームページで見ましたけども、国民健康保険、社会保険関わらず利用できる。ですから、こういったこの必要性を十分よく周知していただいて、マイナンバーカードの大幅な普及につなげていっていただきたいと思いません。

次に、コンビニでの交付において、大手コンビニ、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートであれば、既にキオスク端末があり、導入に問題ありません。しかし、端末がないコンビニではどうするのか。また、旧町ごとにコンビニの件数も違います。このままでは、移住地による地域間の不公平が生じるのではないかと思います。旧町間で取り扱い店舗に偏りがあることへの対策をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 上天草管内で複合型コピー機を備え、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言いますが、と提携しておりますコンビニエンスストアは8店舗あり、いずれも大矢野町と松島町に所在いたします。証明書等のコンビニ交付サービス事業については、提携している全国のコンビニで、休日夜間を問わず市民サービスを受けられることが最大の利点であり、システム導入後の利用状況、また、地域間の御意見を伺いながら、姫戸町及び龍ヶ岳町におけるキオスク端末複合コピー機の導入についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 次に、料金体系です。現在、市役所窓口で住民票を取得する場合、1件当たり手数料が300円であります。既に、このコンビニ交付を実施している熊本県内の13の市と町では、同じく300円の自治体が10自治体、200円で提供しているのが熊本市であります。また、宇城市では、半額の150円で提供しております。本市では、コンビニ交付の料金体系は、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今、議員のほうからも発信ありましたけれども、県下9市4町で証明書等コンビニ交付サービスを実施している状況でございます。その中で、2市1町、今、御発言ありましたが、熊本市、宇城市、益城町が窓口交付料金と差別化、手数料の減額を

行っており、10の市町については、窓口交付料金と同額ということになっております。

本市の料金体系につきましては、運用開始前に、他市町村の料金体系を詳細に調査検討した上で、構築した上で、市議会にお諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今後、調査検討されるということですが、ぜひですね、やるからには浸透するという意味で、宇城市並みの料金体系になるよう持っていただきたいと思っております。これまで幾つか質問してきましたが、今議会予算計上されております。議決した場合、実際の市民サービスがスタートするまでのスケジュールをお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） スケジュールについて、御説明させていただきます。

本9月定例会に補正予算等を計上させていただいておりますが、予算を可決いただきました場合には、早速、地方公共団体情報システムにシステム構築申請を行い、10月にシステム改修契約を締結の上、事業に着手したいと考えております。中継サーバー機器の設置設定、戸籍システムの設置設定などに取り組んだ上で、来年8月には試験運用を開始し、9月1日からは正式な運用開始に結びつけたいと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 最後に、市長にお伺いいたします。

九州大学との協定の締結や、コロナからの復興プランなどに見られる上天草市の中長期的計画、また、コロナ発生後の6月議会、また、今議会でも感染防止に対応した事業予算が計上されております。また、現在、新しい生活様式に即した事業所への補助など、幾つもありますね、この事業が展開されております。市長が考える新しい上天草市の行政サービスのあり方、ビジョンについて、市長の見解をお伺いします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） 今回のコロナ禍の影響で、やっぱりもちろん普通の市民の皆さん方もそうだと思うんですが、我々も発想の転換をですね、やっぱり余儀なくされたところもあると思っております。密を避けるためにも、今後の行政サービスもできるだけ来庁をしなくても手続ができる環境を整えるというのも、一つの方法だというふうに思ってますし、今後の国の方針でもそうですが、AIやRPA導入、いわゆる今後も常に新しいデジタル技術の導入が図られてくるというふうに思っておりますので、我々も決してその先進地じゃなかった地域ではあるんですけど、積極的にデジタル技術の導入、あるいは、活用をした取り組みをやっていながら、三密を避けていくという方法をやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなという思いでおります。

今回は、コンビニエンスストア等で証明書発行等の予算計上をさせていただいてるわけなんで

すが、例えば、スマホ端末でLINE等を使って各種申請が行える方法もできるというふうに思っていますし、もっともって利便性の高い、これからのその技術を使った利便性の高いサービスを提供できればなというふうに思うところです。

それと、今年度は、やっぱりそのコロナの影響で、多くの総会であるとか、大会であるとかです。イベント企画が軒並み中止になりました。ただ、今後を考えると、まだまだコロナの影響が続くと思われますし、1年目は、もうどうしても開催できなかったということで、それはそれでいたし方ない部分があるんですが、2年目、3年目も、もうまた同じように中止というわけにはいきませんので、こういう状況が続く中でも、やっぱりやらなければならない企画や行事が、どういう形で開催できるかをやっぱり考えていく必要があると思うし、それには、やっぱりその感染防止対策とか、これまではできなかった遠隔地での意見のやりとりとかですね。そういったのも視野に入れながら対応していくことが必要だと思いますので、今後も、ちょっといろいろ試行錯誤しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今、言われたように、発想の転換、今しかできないこと、新しいやり方、こういったものはピンチはチャンスでありますので、どんどんほかの自治体に先駆けて、上天草市で行っていただきたいと申し上げて、次の質問に移ります。

次は、ウィズコロナを念頭においた市主催行事の実施についてであります。

新型コロナウイルス感染症については、今年初めに国内初感染者が確認され、4月には、国が緊急事態宣言を全国に発出するなど、日本国全体が未知のウイルスに飲み込まれました。第1波の段階では、未知のウイルスへの対応策が見えない中、感染拡大防止策として、特措法により、店舗の休業要請や、不要不急の外出要請、国民に対し三密を避ける取り組みがとられました。その結果、日本経済がストップし、4月から6月の実質国内総生産GDPは、年率換算マイナス27.8%となり、リーマンショック時を抜いて、戦後最悪の下落となりました。その後、7月から8月にかけて、第2波とも言える感染拡大が起きましたが、国は緊急事態宣言を発出することなく、感染症と経済の両立、つまりウィズコロナを念頭においた取り組みを進めております。

本市におきましても、今年3月に続き、来年のパールラインマラソンについても中止を決定するなど、コロナ禍の中で、これまでも観光、学校教育、啓発活動など、イベントの中止や延期が相次ぎました。今後、完全な終息の時期が見えない中で、新しい生活様式に則した行事開催が求められます。そこで、今後の市主催イベント等の実施の有無について、基本的な考え方をお伺いいたします。

まず、これまで感染症拡大防止のため中止決定を含む市主催の行事数をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお伺いいたします。

市主催行事につきましては、年間を通じて参加対象者が50人以上の規模のものが約50件ございます。市においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、天草パールライン

マラソン大会を初め、本日に至るまで26件の行事を中止、または、中止の決定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 50人以上のイベントに限って、26件の行事の中止や、中止の決定をしているところというところであります。それでは、今後の行事開催について、基本的な中止、もしくは、開催の基準をお伺いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

市が主催する行事基準については、国が示すイベント開催制限に係る目安を基に、これまで実施の判断、または、対応を行ってきたところです。その目安については、開催可能な行事として、現時点においては、屋内イベントは収容率50%以内かつ5,000人以下のもの。屋外については、十分な感覚、2メートル以上とるか5,000人以下のものとなっておりますが、全国的、または、広域的な人の移動が見込まれる参加の把握が困難なもの場合は、中止を含めて、慎重に検討することが示されております。

なお、屋内屋外のいずれの行事においても、三密回避などの基本的な感染防止の徹底が必須となっております。今後の市主催の行事の開催中止の基準については、さきに述べましたとおり、国が示している改正制限の目安を参考にした上で、感染状況に応じ、主催者として総合的に判断してまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 教育委員会関係の行事に関して、答弁させていただきます。

次の質問が成人式ということなので、社会教育課関係のほうで説明させていただきます。

社会教育課におけるイベント等の開催の判断基準につきましては、上天草市のリスクレベルと判断基準に基づいてガイドラインを作成して、開催の有無を判断することとしております。具体的には、レベル0からレベル3までは、感染防止対策の徹底を前提に開催としておりますが、県内等の感染状況等を踏まえ、会場内を人数制限しての開催や延期または中止することとしております。レベル3プラス及びレベル4では、全てのイベント等を中止または延期としておりますが、感染拡大防止対策を徹底した上で開催する場合など、条件に応じて判断することとしております。今月26日に予定しております人権講演会、タレントの英太郎氏を呼んでの講演会でございますが、これは、その感染防止対策をやって、どの程度のイベントができるか、一つのテストケースとして我々も考えて、今、開催を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 今の教育部長の答弁もあったように、模索をしながら、この三密を避けながら、いかにこういうイベントを成立させていくかということであります。今日のニュースだったか、言ってましたけども、クラシックオーケストラとか、そういう観客が声を発しないイベントは100%いいと。5,000人以下だと。逆に、そのライブハウスとかだと50%以下だったかと思います。様々基準を設けて、感染防止対策に細心の注意を払いながら、どこもやっているところだと思います。今度の大相撲が始まりますけども、大相撲こそ、前回は、ちょっと客を入れていると。その前は無観客ということで行っております。完全な終息が見込めない以上ですね、こうやって気を使いながら行っていく以外ないのかなと思うわけであります。

質問に戻りますけども、毎年開催されます市の大きな行事として、人生の大きな節目の行事である成人式が来年早々に開催されます。一生に一度、大人としての第一歩を踏み出すイベントであり、まずは、できるための方策を十分に検討した上で実施に向けて動くべきだと考えます。実施の有無、感染症に対応した計画についてお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） 成人式につきましては、一生に一度の重要なイベントであると認識しておりまして、例年、1月3日にアロマで開催しているところでございます。来年の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて、開催に向け準備を進めているところでございます。アロマ入り口での手指消毒、検温及びマスク等の着用を徹底し、参加者とスタッフが対面する受付には、アクリルパーテーションを設置して、参加者の体調確認を行います。また、三つの密を避けるため、会場の座席は1メートル以上間隔をあけて配置し、成人者、来賓、主催者及びスタッフ以外は会場への入場を禁止します。運営につきましては、新成人者で構成する実行委員会と協議を行いながら、よりよい成人式となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） アロマの体育館で開催で、開催に向け準備する参加者のコロナ対策を十分にとって、1メートル以上の間隔をあけるということで、ぜひですね、このまま1月3日に成人式が滞りなく開催されることを願うわけであります。

最後に、教育長にお伺いいたします。教育長におかれましては、教育者の観点から、今年、体育祭など学校行事が中止、縮小される中、休校による遅れを取り戻すべく御尽力されていると推察いたします。今回、行事開催のあり方の1例として、大きなイベントである成人式を挙げました。今後の青少年育成の観点からも、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育長。

○教育長（高倉 利孝君） よろしく申し上げます。

成人式は学齢簿によりまして、満二十歳を迎える人を招き、激励、祝福する日本古来の伝統あ

る大きな行事でございます。また、成人になられます方々にとりましても、仲間とともに成人した喜びを分かち合い、未来に向かって新しい決意を、決意を新たにす厳粛な中にも華やかな儀式でございます。

でも、今、この不安と恐怖のコロナ禍の中でありますけども、これを乗り越えて、最大限の感染防止に努めながら、成人式が挙行できますことは、大変意義深く、また、若者の門出に対して、相応しいものではないかなと考えます。来る来年の1月3日、主催者として成人される方々を激励、祝福したいと思っております。

○議長（園田 一博君） 何川雅彦君。

○5番（何川 雅彦君） 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、5番、何川雅彦君の一般質問を終わりました。

ここで、お諮りいたします。そのまま続行でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） そのようにさせていただきます。

○議長（園田 一博君） 4番、田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 議長のお許しを得ましたので、今議会最後の一般質問、田中辰夫、今からさせていただきます。

今回は、県南地方といいますか、熊本県各地で起こりましたけども、私たちの上天草、天草地域と近い県南の地方が特に災害が大きかったことがあります。まず、災害対策と避難所運営について。二つ目に、松島総合運動公園のこども広場について、2点についてお聞きしたいと思います。

私は、言うまでもなく、9月、特に、9月1日の日は、防災の日として1960年に制定されております。この由来というのは、皆さん御存じのとおり、大正12年の9月1日の関東大震災、10万人以上の方が亡くなったり、行方不明になられたという関東大震災に由来しているということもあります。また、立春から210日の日、よく台風が来る日ということで、防災の日と言われてっていると聞いております。

今回の県南を中心とした豪雨災害、私もボランティア活動として行ってまいりました。私は、芦北町と牛深のほうに行かせていただきましたけれども、自然の怖さを身近に感じ、亡くなられた方、また、被災された方、避難された方、いろんな方々が御苦労された悲しみがあつたと。熊本県を見ましても、確かに、球磨川は大きい川であります。熊本市内におきましては、白川もあります。緑川もあります。球磨川を見たときにですね。熊本市内あたりでも、河川の堤防より低いところに住宅が密集しております。そういうことを考えたときに、今回は、球磨、人吉、八代地域を中心としてありましたけれども、熊本市、県内全域にわたり、これは起こりうる災害と私は感じてまいりました。そういう中で、今回、7月に発生した豪雨災害を踏まえた上で、本市で今後必要とされる災害対策について、お伺いいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

本市においては、豪雨により、冠水及び浸水被害並びに土砂災害等が想定されます。冠水及び浸水被害の応急対策として、出水期の6月から7月まで2カ月間にわたり排水ポンプを設置し、12カ所の冠水及び浸水被害の防止に当たっているところでございます。今後も必要な対策の一つと考えております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、災害対応に係る避難所開設については、各自主防災組織と連携し、地域の公民館や体育館等を活用するなど、三密を避けることを目的に分散避難を推進しております。ただいま総務部に関して御説明いたしましたが、災害対策は、ハード、ソフト、システム、教育など多岐にわたりますので、各部署において優先順位を定めて、今後取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 今、部長が答えられましたけど、この上天草市で行っているこの12カ所の冠水とか浸水被害のこのポンプ設置は、これは非常にありがたいことでもあります。しかしながら、あのような大きな豪雨災害を見ますと、それも一つの手ではありますが、やっぱり長い目で見て、新宅議員も言われましたけども、河川の改修とか整備並びに排水機場ですね。もう設置されてからかなり古い施設が上天草市には多いと思います。幸いにして、排水機場のポンプが稼働しているからこそ浸水があっておりませんが、現に、阿村地区の干拓におきましては、1基が動かなかったために、小麦の栽培時期に干拓が浸かった経緯が、今年あっております。そういうことで、合津川水系並びに今泉川もポンプがありますけれども、これが一つでも、もしも作動しなかったら、恐らく浸かるだろうと私は考えております。

だから、そういうところを、やっぱりその川の改修は今年度からですよ。計画的にはやるのかわかりませんが、やっぱりそういう長期的に考えるところは考えながらやっていかないと、今は本当この集中豪雨といいますかね。もう局地的に降る雨が多ございます。それで、そういうところも、今後は、特にハードの部分にはお金がかかる、時間がかかることが多いです。しかしながら、市民の安心安全を守るためには、そういうことを早期にできるように、私たちもですけど、行政側もやっぱり進めていかないと、いつあのような豪雨災害にあうかと、市民の皆さん方も、私も心配でなりません。

次に、上天草市防災マップでは、松島総合センターアロマが、洪水や土砂災害時に使用可能な避難所として指定されておりますが、近年の豪雨を考えた、考慮した場合、適切な場所と考えているか、お願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

アロマについては、浸水深0.5メートル以上、1.0メートル未満の浸水想定区域となっております。現在、メインアリーナ及び研修室等を避難所として活用しております。アロマ建設か

ら現在まで、浸水被害などの報告はあっておらず、また、空調などが整備されているため、良好な生活環境が確保されているため、現段階では避難所として活用しているところがございます。

しかしながら、議員御案内の通り、合津川が氾濫し、アロマが浸水被害を受けることは十分想定されますので、想定されます。しかし、現段階では、早急にハード面での防災対策を講じることは難しいと考えますので、現段階では、気象庁等から発表される防災気象情報を分析し、既存の施設の中で想定される災害に対応できる施設に避難していただくということになるかと考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 今、部長が答えましたとおり、確かに、今までは、アロマは浸かった経緯はありません。しかしながら、松島の皆さん方に聞くと、あそこは低かもんなどという声ばかりです。現実調べてみますと、アロマが標高1メートルです。松島庁舎が4.2メートル、そして、コスモスがあるところ国道沿いで3.2メートルです。小学校が1メートルというのは、上天草市の中では、大矢野の中南小学校が1メートルです。この2カ所です。それですね。やっぱりあそこに合津川が流れております。先ほども言いましたけども、この河川の改修とか、排水機場の整備を行わないと、いずれは、このアロマが適切な避難場所となるのか。私は不安でなりません。

また、このハザードマップは、台風についてはありません。あるのは、洪水、土砂災害、高潮、津波に対してのハザードマップはありますが、台風についてのハザードマップはついておりません。ほかの地域では、自治体では、台風に対してのあるところもあります。天草地域は、昔から台風が多く来ている地域であります。台風についてのハザードマップの計画等も必要じゃないかと、私は考えます。私も豪雨災害じゃありませんけど、この前の10号では、アロマのほうに避難いたしました。初めての避難でありましたけれども、いろんなことも私も勉強させていただきました。また、元阿村中学校の体育館も、初めて阿村地区で開かせていただきました。関係各社の関係の皆さん方に御協力をいただきながら、自主防災組織を起点として、避難場所をしていただきました。私は、アロマ、松島で言えばアロマが避難場所となっている中でですね。今のこのコロナの問題を考えたときに、確かに、アロマの場合は和室があります。会議室があります。しかし、この前の避難者は、台風避難者は、多分250から270人ぐらいいらっしまったのかなと思います。どうしても体育館、メインアリーナ、サブアリーナのほうが、住民の皆さん方は多かったのかなと、私もサブアリーナのほうにありましたけれども、どうしても、その三密を避けるという中に、仕切り等がないですね。和室、会議室は、それなりにしてあったような感じがします。和室は、外側ていうか、中の外側に寝ていらっしまったけど、会議室の方は、段ボールを立ててしてあるとも見ました。しかし、体育館につきましては、ほぼもう周囲に皆さんが寄り添って、真ん中がぽかっと空いたような状況です。やっぱり松島ではっきり言って、市の職員さんが対応してくれる避難所はアロマしかないです。今のところ。やっぱそういうところ

は、これだけ三密三密と言われているんですから、せめて仕切りか何かの、卓球するときの仕切りみたいなものがあるじゃないですか。ああいうのもいっぱいあるわけですから、数的には。形だけでもできなかったのかなと、私は思ったんですね。もちろん私たちも初めてした元阿村中学校の体育館なんて、そういうのは全然ございません。しかし、自主防災と皆さんとお話しして、これは準備しとかんばいかなんということ、皆さんと話し合いをしました。また、検温がないんです。普通の脇に挟むやつはあるんですけども、これは、それを一回消毒しながらしても、なかなか他人の方々がそれを気持ちよくしてくれるかという保証はありません。だから、できれば出張所に一つずつぐらいは、こうやってピストル型の検温器ぐらいを備え付けていただければ、こういうときそういう場合は利用できるんじゃないかと。介していただけるんじゃないかとも考えました。そういうことも、いろいろこういうやっぱり避難を経験したことによって、私も勉強することができました。これは、執行部の皆さん方も考えていただければと。執行部は執行部で反省点あるだろうと思います。そこをちゃんと踏まえて、今後の避難に対する対応をとっていただきたいと思います。

次に、今後、避難所が開設された場合、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための避難所運営の基本的な考え方と対応策についてお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくをお願いいたします。

先ほどの桑原議員の質問の中にもございましたけれども、同じ重複する部分もございますので、簡単にまとめてからお答えしたいというふうに思います。

まずは、避難所では三密になりやすいというのが、私たちも理解しておりまして、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなることから、感染症防止対策に万全を期すことが重要と考えてはおります。本市では、今年5月に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル、これを作成しておりますが、マニュアルには、一般避難者用と体調不良者用の避難所を1カ所ずつ、各町で2カ所以上開設することとしております。それと、発熱などの症状がある人や、感染症の疑いがある人については、感染防止の観点から、避難所以外の親戚や知人宅へ避難されることの検討をお願いしているところでもございます。それと、体調不良者用の避難所におきましては、保健師の配置を行う予定でありまして、聞き取りを行う上で、感染の恐れがある方と思われる人には、まずは、病院受診を進めているというような状況でございます。その他マニュアルでは、避難所受け付け時の体温の聞き取りや、体温検温の実施、手洗いうがいの推進、1時間に1回程度の換気の実施、それと、避難者1人あたりの十分なスペースの確保、手指消毒器の設置、マスクの着用などの感染防止対策についても示してございます。

先ほど、議員が言われました間隔がとれないというようなことで、段ボールとかそういったのが準備できないのかということでもございますけれども、今回6月には100枚ほど段ボール関係の仕切り版を購入いたしておりますは、大矢野30枚、松島30枚、姫戸20枚、龍ヶ岳に20枚と配置しておりますけれども、これでは数が足りないということですね。今回の議会において

も、こういった仕切り、簡易型テントのほうを予算計上させて購入させていただくような方向に今考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） やっぱり今度は特に台風10号みたいに、あれだけマスメディア等で、また、気象庁のほうから言われますと、どうしても皆さんがああいう形で避難する。これは非常にいいことです。避難するていうことはいいことです。経験したことの無い台風と言われますんで、どういう台風なのかわかりません。いつのときの災害もですけど、起こったら起こったときに、ああって、うわーこがんとは初めてだと、水の上がるとの急に来たと。とかですね。そういう声が、もう実際の現場の声なんですよ。だから、市とか県とか、報道関係、気象庁あたりが流してる情報には耳を傾けていただいてですね、早目の避難というとは、あってからでは遅いんですね。ぜひ、皆さん市民の皆さん方も含めて、早目の避難というのは考えていただきたい。また、部長が申されましたとおり、そういう段ボールなり、それなりの必要なやつはですね。全部を行き渡るようになっていうのは予算もありましょから、自主防災等もございまして、自主防災等のほうで購入をしていただくとか、それは、市のほうに要望を出せば買えるということでございますので、それぞれの自主防災のほうで、ある程度確保していただくような努力も必要じゃないかと思っております。

それでは、最後に、災害を未然に防ぐためには、市民の意識改革が必要と思いますが、市の考えはどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。

市といたしましても、議員の御案内のとおり、市民の防災意識の向上に努める必要があると認識しております。市としては、市民の意識改革を目的に、総合防災訓練において、大雨による土砂災害や地震を想定し、実践的な初動訓練及び避難訓練を実施しております。また、各地域の実情に沿った防災に関する出前講座を行っているところでございます。

各自主防災会においても、災害を未然に防ぐため、地域での避難訓練の実施をお願いしています。各自主防災組織を中心に、地域の公民館等を自主避難所として開設運営していただくため、全組織に対して分散避難などについて通知し、各組織と面談などを行い、防災に関する意識改革を進めております。

今後も、自主防災組織との連携を深め、地域での防災に関する訓練及び備蓄計画の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 100点満点の答えだと思いますが、私ですね、実際、自主防災として、今度の台風10号で経験いたしました。その中でですね。やっぱり自主防災でしてくださ

いと言われても、すぐできるどころと、やっぱりできないところがあると思うんですね。一つの訓練と言っても悪いですけど、やっぱり初めて開くところの自主防災の開所に関してはですね。やっぱり市の職員を1人、2人で言えばあれでしょうけども、最低1人は回して欲しいと思いました。なぜならば、自主防災で勉強はしていたとしても、実際そうになったときの対応が、市の職員の皆さんよりは少ないだろうと。知識もないだろうと思います。現に、今回16ヶ所において、自主防災組織を活用して開いていただきました。おかげで、地域の皆さん、どこの地域も多分喜んでいらっしゃると思います。私の阿村地区においても、早からせんばんだったもんと言われたこともありました。ここがなからんばアロマまでは行かんだったという声も大分聞きました。現に、アロマに阿村の人たちが行ったならば、パンクする状態に近かっただろうと。そういう面においても、地元で開けたことは意義があったし、地域の皆さんの避難する、避難をしなければいけないという意志もできたかなと思います。

だから、ここはですね。ぜひ、やっぱりいつか来るかわからんのが災害です。あんまりこの前の台風みたいに、10号みたいに意外となかったときは、自分的に余裕があるときは、皆さんが動いてくれるんですよ。判断もできるんですよ。しかし、そのパニック状態になったとき、冷静に対応できるかと。やっぱそこには、訓練なり、やっぱそれだけ勉強された方々が最低1人はついていれば安心できるんじゃないかと。お手伝いは皆さんできますよ。自主防災の方々が。その職員の皆さんに、なんもかんも一人でさせるといふことにはないです。お手伝いはできると思います。そういう面で、そこも検討していただきたい。そうすることによって、自主防災組織が、益々いろんな面で市の負担をかけない形で生きていくんじゃないかと。それが、市民、住民の生命を守ることになるんじゃないかと、私は考えます。部長、お願いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） ありがとうございます。

今回16ヶ所開いていただきました自主防災会の責任者の方には、もう現在、そのときの課題等のヒアリングを行っております。早速、検証いたしまして、次の台風に備える準備でございますので、議員の御意見もその意見の中に反映させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 災害のほうを最後にですね、私の思っているか、考えを述べさせていただきます。

今回の豪雨災害は、幸いにして、本当に最小限の形で、大きな災害がありませんでした。しかしながら、道路の法面が壊れたりとかいう箇所も何ヶ所かあったと思います。最小限の被害で豪雨災害が過ぎました。また、台風10号につきましては、本当に前評判とは違って、おとなしく過ぎ去ってくれた台風だった。皆さんが大変心配されて避難所に避難された。また、家のほうを今まで以上にがっちり固めていただいたおかげかもしれません。被害もあんまりなかったかと、私は思っております。そういう中で、市民の皆さん方も、また、私たちもですけど、この台風が

被害がなかったから、そがんなかったなじゃ終わらせていただきたくないと考えます。たまたまなんです。たまたま被害がなかっただけだと、私は考えております。どうか皆さん、市民の皆さん方もですね。甘くみないでください。災害というのは、かなり私はひどいものだと。自然災害はですね。これぐらいだったけんがよかて、今度はもう家におってよかばい、ではなくて、そのときの情報には耳を傾けて、避難すべきは速やかに避難していただいでですね。我がの命を、自分の命を、家族の命を守っていただきたいと私は思いました。これで、防災災害のほうは終わります。

続きまして、松島総合運動公園のこども広場についてでございますが、これも、もう昨年だったですかね。も申しました。何回か申しております。そういう中で、遊具の現状と修繕の進捗状況及び今後の見通しについてお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（山下 正君） よろしくお願ひいたします。

このこども広場の遊具等につきましては、令和元年12月定例会の一般質問において答弁を行ったところですが、令和2年6月10日に、松島総合運動公園こども広場遊具等改修計画策定業務委託契約を締結しまして、改修計画を作成しているところでございます。定期点検や軽微な修繕は指定管理者において実施しておりますが、今回の委託契約の受託業者におきまして、国土交通省都市公園における遊具の安全確保に関する指針等に基づいた遊具の点検を実施したところ、18基の遊具のうち6基の遊具において安全性が認められないという報告があったため、利用者の安全を考慮し、ロープや張り紙等により、使用禁止としているところでございます。長期間御利用者の方には御不便をおかけすることとなりますが、安心安全な子供たちの遊び場や、市民の憩いの場を提供するため、今回策定する改修計画において、広場全体の遊具の撤去や、新たな遊具の設置を計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中辰夫君。

○4番（田中 辰夫君） 確かに、今行きますとロープを張ってありますし、使用できないという遊具が結構多ございます。これは、あくまでも私の考えですが、あのアロマの運動公園をつくられた当時は、ああいう公園がどこも多かったかと思ひます。やっぱりちゃんと物をつくって与えて遊んでいただく、そういうものづくりをしたところの公園が多かったと、私は思ひます。しかしながら、今の時代は、もう何もない、はっきり言えば、芝公園にしてもいいんじゃないかと思ひます。今は、自分たちで遊ぶ人は自分たちで道具も持てきますし、それなりの有効利用される時代だと私は思っております。また、そういう遊具を、もしもつくりかえたとしても、またいつかはこれは壊れる時期が来ます。いろんな面も考えたときに、もちろんお金もかかりますし、維持管理していくことも大変だろうと。私は一つの考えとしてですね、あれをもう撤去すべきものは撤去して、芝公園的にする。そういう思い切った策もいいんじゃないかと。せつかく松島町の時代に先輩方が築き上げた公園じゃありますが、子供たちが、もしも

それで命を亡くしたり、今は幸いにしてありませんが、そういうことが起こったらどうかと思うと、あの石がいっぱい積んであったり、落差があったり、それは子供たちの育成のためには必要な部分もあります。それは、十分私も認識しておりますが、やっぱりあそこの施設におきましては、この前も言いましたけど、この上天草市の市民だけじゃなくて、あちこちのスポーツの愛好者の皆さん方が家族的に来られてですね。あそこを利用されていらっしゃる。市民だけじゃなかですよね。だけん、そういう面では、よか公園じゃあるとです。誰か質問の中に公園が、田中万里さんだったですかね、公園が少ないという声が多いと。そういう中で、アロマは一つのいい公園だということでもあります。そういう面ではいいんですけど、やっぱり子供たちの安全を考えたときに、今の時代は、もう新しいやつを設置するとか考えずにですよ。もう芝公園でいいじゃないですか。ブランコとか、ああいう何て言うんですか、パイプ、ネジの入ったようなパイプとか、ああいうのは腐らんからですね。まだいいにしてもですね。木造を使ったやつとか、鉄にしても潮で錆びがくて壊れる場合もございます。そういう私は考えもあっていいんじゃないかと、恐らく設計さんあたりに頼まれるわけでしょうから。そういうところも考慮していただいてですね。やっぱり後の維持管理、子供の安心安全で遊べる場所として、長く愛していただくためには、そういうことを考えていいんじゃないかと。私なりの提案で、今回の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（園田 一博君） 以上で、4番、田中辰夫君の一般質問は終わりました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月28日午前10時から行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時01分